川西市介護度改善インセンティブ事業　質問と回答（令和７年５月９日更新）

問１　事業への途中参加は可能か。

答　この事業は、年度ごとに評価期間を統一して実施することとしているため、参加申込期間後は参加することはできません。

問２　評価対象利用者に「要支援者」は含まれるか。

答　この事業は、通所介護事業及び地域密着型通所介護事業を対象に実施しますので、評価対象利用者は、「要介護１」から「要介護５」までの人となります。したがって、介護予防・日常生活支援総合事業を利用する「要支援者」は、評価対象利用者には含まれません。

　　ただし、１回目のＡＤＬ評価を行う時点で「要介護」だった人が、評価期間中に更新や変更等で「要支援」になった場合であって、引き続き、当該通所介護事業所と一体的に運営される通所型サービス事業所を利用する場合は、評価対象利用者とすることができます。

問３　評価対象利用者が複数の通所介護事業所を併用している場合は、どのような取り扱いとなるか。

答　表彰対象となる事業所は、評価対象利用者一人ひとりのＡＤＬ評価得点について、評価期間の1回目と２回目時点における得点の差（ＡＤＬ利得）を事業所ごとに集計し、得点が改善、維持又は悪化した利用者の占める割合（改善割合）が高い順に決定します。このため、複数の事業所を併用している利用者については、事業所ごとにＡＤＬ評価を行っていただき、その結果を事業所ごとに改善割合の算定に反映させていただくことになります。

　　また、表彰対象となる利用者の決定にあたり、対象者が複数の事業所でＡＤＬ評価を受けている場合は、ＡＤＬ利得が高い方の値を採用します。

問４　評価対象利用者が入院等で一時的にサービスを利用できない期間が生じた場合は、どのような取り扱いとなるか。

答　評価期間中にサービスの中断期間が連続して３０日を超えた場合は、その利用者は評価対象利用者から除外します。

問５　評価対象利用者の要件となっている「４月１日現在で、当該事業所を週１回以上かつ１年以上継続して利用していること」について、４月１日以前１年以内に入院等で一時的にサービスを利用していない期間がある場合は、どのような取り扱いとなるか。

答　サービスの利用が中断した期間があっても、利用契約が継続している場合は、評価対象利用者として差し支えありませんが、利用契約を一旦解除し、利用再開時に改めて契約を締結してから、４月１日時点で１年を経過していない場合は、評価対象利用者から除外してください。

問６－①　表彰及び報奨金交付の対象外（欠格事項）とされる「評価対象利用者数が当該事業所の利用者数（４月１日時点の川西市の被保険者である利用契約者数）の５０％に満たない場合」について、分母となる「４月１日時点の川西市の被保険者である利用契約者」は、利用開始から１年を経過していない利用者を含むと解してよいか。

答　いいえ。利用開始から１年を経過していない利用者は含みません。評価対象利用者数

と同様、当年度の４月１日時点で利用契約を締結している川西市介護保険の被保険者の

うち、１年以上継続して利用している利用者の人数を計上してください。

問６－②　表彰及び報奨金交付の対象外（欠格事項）とされる「評価対象利用者数が当該事業所の利用者数（４月１日時点の川西市介護保険の被保険者である利用契約者数）の

５０％に満たない場合」について、分母となる「４月１日時点の川西市介護保険の被保険者である利用契約者」は、「要介護者」のみを計上するものと解してよいか。

答　お見込みのとおりです。この事業は、通所介護事業及び地域密着型通所介護事業を対象に実施しますので、介護予防・日常生活支援総合事業を利用する「要支援者」は、利用契約者には含みません。

問６－③　表彰及び報奨金交付の対象外（欠格事項）とされる「評価対象利用者数が当該事業所の利用者数（４月１日時点の川西市介護保険の被保険者である利用契約者数）の

５０％に満たない場合」について、割合の判定は、どの時点で行うのか。

答　１回目のＡＤＬ評価結果を市に提出していただく時点で判定します。すなわち、利用者本人及び担当介護支援専門員の同意を得て、４月１日から６月３０日までの間にＡＤＬ評価を実施した評価対象利用者数が、４月１日時点の利用契約者数の５０％以上に達していれば、欠格事項には該当しないこととします。

問７　ケアマネジャーの同意は署名が必要か。電話確認でもよいか。

答　ケアマネジャーの同意については、別途お示ししている「「介護度改善インセンティブ事業」への参加同意手続について」の「３．担当介護支援専門員への説明・同意」に記載のとおり、口頭による確認でも差し支えないこととしていますので、電話、書簡、電子メール等の通信手段を用いた方法でも差し支えありません。

ただし、後日の確認のため、説明を行った日時や方法、意見聴取の内容を支援経過等に別途記録しておくようにしてください。

問８　事業所の体制に関する評価として、「個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又は(Ⅰ)ロ」を算定し、「科学的介護推進体制加算」の届出をしていることとされているが、どのような考え方によるものか。

答　介護度改善インセンティブ事業では、アウトカム（成果）だけを評価するのではなく、プロセス（過程）とストラクチャー（構造）を含めて評価する仕組みとしており、ご指摘の加算の算定等の有無は、プロセス評価とストラクチャー評価の基準として設定したものです。これは、機能訓練などを行う際には、利用者の安全を確保するため、適切な人員配置や訓練計画が必要との考えによるものです。

なお、各加算の評価内容は次のとおりです。

①個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又は(Ⅰ)ロ

機能訓練指導員の配置や計画的な機能訓練の実施体制等を評価  
　②科学的介護推進体制加算

利用者のＡＤＬ等のデータに基づくＰＤＣＡサイクル・ケアの質の向上に関する取り組みを評価

問９　参加を検討している通所介護・地域密着型通所介護事業所において、令和７年４月１日以前から同事業所の通所型サービスを利用している利用者について、介護度が要支援から要介護に変更となった場合、令和７年４月１日時点で通所介護・地域密着型通所介護の利用期間が１年に満たないが、評価対象利用者となりえるのか。

答　令和７年４月１日時点で、通所介護・地域密着型通所介護の利用期間が１年未満である利用者について、当該事業所及び当該事業所と一体的に運営される通所型サービス事業所の利用期間が連続して１年以上の場合は、「４月１日時点の川西市介護保険の被保険者である利用契約者数」に含まれ、評価対象利用者とすることができる。

問９　ＡＤＬ評価を２回実施した評価対象利用者において、２回目のＡＤＬ評価以降に契約終了（退所）となった場合、当該利用者の点数は改善割合に含まれるか。

答　改善割合に含まれる。

問１０　利用者の参加同意手続きについて、ＡＤＬ評価を行う前に必ず実施しなければならないのか。４月または５月のＡＤＬ評価（１回目）の数値を採用する場合、６月の同意は事後となってしまうが、問題ないか。

答　問題ない。同意日及び説明日はＡＤＬ評価実施前の日付である必要はない。ただし、提出期限（７月３１日）以降の日付は認めない。

問１１　令和６年度は介護度改善インセンティブ事業の見直し年であったが、どのように見直しをしたか詳細を伺いたい。

答　市ホームページに掲載している資料にも記載しているが、大きく３点見直しを実施した。

　　１点目は参加事業者の拡大として、科学的介護推進体制加算については算定ではなく、届出のみで参加できることとした。

　　２点目は状態像の「改善」をより高く評価するとして、各部門の特徴に応じて評価できるよう、リハビリ型は改善度合いに応じてより高く評価し、悪化をマイナス評価に変更した。また、一般型は改善と悪化についてリハビリ型と差をつけた。

　　３点目は参加者の精神面の評価として、参加者の主観を評価するための担当ケアマネジャーの関与を強化することとし、２回目のＡＤＬ評価時点で担当ケアマネジャーが参加者の主観に係るアンケートを実施し、結果に応じて改善割合を補正することとした。